

4 交付金の算定について

(1) 交付可能額

交付金の額については、交付金を交付する年度の前年度の2月1日を基準日として交付可能額を算定し、3月末日までに各まちづくり団体へ通知（郵送）しています。

(2) 交付可能額の算定方法

交付金の交付可能額は、次の項目により算出した額を合算した額とします。

単独自治会	A 基礎額
まちづくり委員会	A 基礎額 + B 活動費（ア 活動基礎額 + イ 活動費加算） （+ D 課題解決特別事業）

※令和3年度新設

A 基礎額（①+②+③）

項目	算定方法（交付金の額）
①均等割	1 町内会等につき20,000円
②世帯数割 ※世帯数は、交付年度の前年度2月1日における住民基本台帳をもとにしています。	(1) まちづくり委員会 世帯数×1,500円 (2) 町内会等 世帯数×1,200円
③面積割	1 ヘクタール×100円

B 活動費

ア 活動基礎額 ※まちづくり委員会のうち、以下の団体の規模に応じて算定

団体区分（エリア）	算定方法	交付金の額
まちづくりセンター区	※1まちづくりセンター区につき	1,000,000円
	1,500世帯以上	2,000,000円
小学校区		1,000,000円
	1,500世帯以上	2,000,000円
単一の町	おおむね150世帯以上500世帯未満	300,000円
	500世帯以上750世帯未満	500,000円
	750世帯以上1,000世帯未満	750,000円
	1,000世帯以上1,500世帯未満	1,000,000円
	1,500世帯以上	2,000,000円
複数の町	おおむね100世帯以上300世帯未満	300,000円
	300世帯以上400世帯未満	500,000円
	400世帯以上500世帯未満	750,000円
	500世帯以上1,500世帯未満	1,000,000円
	1,500世帯以上	2,000,000円

4 交付金の算定について

イ 活動費加算

**令和3年度
新設**

地域の実情に応じた算定を行うため、次の対象となるまちづくり委員会に対して交付金を加算します。

項目	対象	加算額
①高齢化加算	高齢化率（65歳以上人口割合）が市平均を超えているまちづくり委員会	活動基礎額 × 市平均を超えた割合
②年少人口加算	年少人口率（14歳以下人口割合）が市平均を超えているまちづくり委員会	活動基礎額 × 10%

※ 高齢化率・年少人口率は、交付年度の前年度2月1日における住民基本台帳をもとに算定しています。

例) 令和3年度分 ⇐ 令和3年2月1日時点で算定

活動費加算の例

①高齢化加算

〇〇地区まちづくり推進委員会

活動基礎額（まちづくりセンター区） 1,000,000円
 団体の高齢化率 50.0%
 高齢化率の市平均 37.0% の場合



高齢化加算額

$$1,000,000円 \times 13.0\% (50.0\% - 37.0\%) = \underline{130,000円}$$

②年少人口加算

△△地区まちづくり推進委員会

活動基礎額（単一の町・750世帯以上1,000世帯未満） 750,000円
 団体の年少人口率 12.0%
 年少人口率の市平均 11.3% の場合

年少人口加算額

$$750,000円 \times 10\% = \underline{75,000円}$$



4 交付金の算定について

D 課題解決特別事業

「課題解決特別事業」は、まちづくり委員会が実践するまちづくり活動において、地域として特に重要又は喫緊の課題を解決するために取り組む活動を支援することにより、地域活動の促進と市民の皆さんが元気になるよう応援するための制度として、平成28年度から実施しています。

まちづくり委員会が自ら計画し実践する、まちづくり活動に係る経費の全部又は一部を助成する制度で、申請条件を満たしているまちづくり委員会であれば、どの団体でも申請ができます。

申請のあった活動は、選考委員会において選考を行い、活動が採択された団体に対して市が予算の範囲内で交付金を決定します。

【応募条件】

まちづくり委員会において、まちづくり計画を定め市に提出していること。

【対象事業】

	事業内容	交付上限額
①	地域の課題解決に向けて取り組む事業	50万円
②	中長期的（複数年度）にわたって地域課題の解決に取り組む事業	100万円
③	他団体へのモデルとなるような、先進的な事業	100万円
④	複数の地区まちづくり推進委員会又は複数のまちづくりセンターが連携して広域的な地域課題を解決するために取り組む活動	200万円

【補助率】 10/10 ※予算の範囲内

令和3年度
拡充

【募集時期】 通常募集分 6月 ※各まちづくり委員会に募集案内を送付します。

※なお、申請及び予算の状況によっては、

早期募集（4月）、追加募集（10月）を行う場合があります。

【選考方法】

方法	対象
書類選考	申請額が50万円以下の場合
ヒアリング選考	申請額が50万円を超える場合 申請額が50万円以下でも、以下のいずれかに該当する場合 ・食糧費、備品購入費、ハード事業費のいずれかが全体の概ね5割を占める場合 ・書類内容に疑義が生じた場合

4 交付金の算定について

(3) 算定イメージ図

※1,000円未満の端数は切り捨て

※交付可能額は、総額で通知を行います。用途（どの経費にいくら充てるか）について、各積算根拠（世帯数割、高齢化加算、年少人口加算など）の金額に縛られるものではありません。

